

山本典子 様

このたびご質問がありました、中野四丁目地区地区計画における区画道路第1号線及び第2号線について、下記のとおりお答えいたします。

- 1 中野四丁目地区地区計画については、当庁は東京都都市計画審議会の委員として、審議会の開催前に都市計画決定権者の東京都から事前説明を受けています。

区画道路第1号線及び第2号線の道路幅員等は、本地区計画に定める事項として、東京都都市計画審議会における審議を経て、決定されています。

- 2 歩道幅員は、道路構造令によると、「歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5m以上、その他の道路にあっては2m以上とする。」と規定されています。

当該道路の計画は、必要な道路の機能が確保できるよう、地元の中野区が幅員等について検討したものであり、法令上は特に問題ないと承知しています。

- 3 今後、詳細な構造等が計画・設計される段階で、安全で円滑な交通環境が確保できるよう、道路沿いの壁面後退による空地も含めて、道路管理者等と法令に基づいた協議を実施する予定です。

平成19年 6月14日

警視庁交通部交通規制課